

自続可能な諏訪資源循環研究会 規約

(諏訪マテリアルサーキュラーエコノミー研究会)

第1条 (名称)

この会は、自続可能な諏訪資源循環研究会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 (事務局)

本会の事務局は、長野県諏訪市豊田 2400 番 7（信州諏訪ガラスの里内）に置く。

第3条 (目的)

本会は、ガラス資源に関する自続可能な資源循環の実現を目指すとともに、諏訪地域の風土（テロワール）を活かした公益的活動を推進し、地域社会の持続的発展に寄与することを目的とする。

なお、本会における「自続」とは、「自ら関わり続けることのできる仕組み」を意味し、地域に根ざした自立的かつ継続可能な活動の実現を指す。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 資源循環に関する調査研究
- (2) ガラス文化の普及及び地位向上に資する事業
- (3) 環境教育・普及啓発活動
- (4) 地域資源を活用した循環型事業の企画・実施
- (5) 関係機関・団体との連携及び協働事業
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業

第5条 (会員)

本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 本会の目的に賛同し活動に参加する個人
- (2) 本会の目的に賛同し活動を支援する法人または団体

第6条 (入会)

本会に入会しようとする者は、所定の手続きにより申込みを行い、会長の承認を得るものとする。

第7条 (退会)

会員は、任意に退会することができる。

また、本会の目的に反する行為があった場合は、役員協議により退会させることができる。

第8条 (会費)

本会の会費は無料とする。

第9条（財源）

本会の運営に要する経費は、次の収入をもって充てる。

- （1）寄付金
- （2）助成金及び補助金
- （3）事業収入
- （4）その他の収入

第10条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第11条（役員）

本会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 1名
- （3）事務局長 1名
- （4）会計責任者 1名

第12条（役員の職務）

- （1）会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- （2）副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- （3）事務局長は、本会の運営及び事務を統括する。
- （4）会計責任者は、本会の会計業務を適正に管理する。

第13条（役員の任期）

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第14条（会議）

本会の運営に関する重要事項は、役員協議により決定する。

第15条（会計の管理）

本会の会計は、適正に管理し、必要に応じて収支報告を行うものとする。

第16条（規約の変更）

本規約は、役員協議により変更することができる。

附則

本規約は、令和5年3月11日より施行する。

（本改訂規約は、令和8年3月11日より施行する。）